

作業主任者技能講習会

科目	木造建築物の組立て	足場の組立て
日時	令和3年7月4（日）・5（月）	令和3年6月27（日）・28（月）
会場	姫路 花の北市民広場	姫路市勤労市民会館
受講料	7,000 円	7,000 円
作業の種類	木造建築物の組立て（令6条 15号の四） 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号に規定する軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付けの作業	足場の組立て（令6条 15号） つり足場、張出し足場または、高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体、または変更の作業
受講資格	①木造建築物の構造部材の組立て、またはこれに伴う屋根下地もしくは外壁下地の取り付けの作業に満18歳になってから3年以上従事した経験を有する者 ②大学・高等専門学校・高等学校または中等教育学校において土木または建築に関する学科を卒業した者で、その後2年以上構造部材の組立ての作業に従事した経験を有する者	①足場の組立て・解体・変更に関する作業に関し、満18歳になってから3年以上従事した経験を有する者 ②大学・高等専門学校または高等学校において土木・建築または造船に関する学科を専攻して卒業した者で当該作業に関し、2年以上の経験を有する者
講習内容	①木造建築物の構造部材の組立て、屋根下地の取り付け等に関する知識（7時間） ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（3時間） ③作業者に対する教育等に関する知識（1時間30分） ④関係法令（1時間30分） ⑤修了試験（1時間）	①足場の組立て、解体、変更等に関する知識（7時間） ②工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識（3時間） ③作業者に対する教育等に関する知識（1時間30分） ④関係法令（1時間30分） ⑤修了試験（1時間）
締切	令和3年6月21日（月） 必着	令和3年6月14日（月） 必着

※受講申請書は各組合・支部の窓口にあります。受講料を添えて申し込みをして下さい。

※足場は定員30人・木造建築物は定員25人とします。（定員に達し次第、締切とさせていただきます。）

（一社）全兵庫建設業協会 兵庫労働局登録教習機関

登録教習機関 登録番号 足場：兵労基安 第231号 登録満了：令和6年3月30日

木建：兵労基安 第232号 登録満了：令和6年3月30日

※登録満了後も資格は有効です。

《後援》兵庫県建設労働組合連合会

神戸市兵庫区水木通5丁目2-9 TEL078-575-7662